



# 金 沢 市 公 報

第 2 5 9 6 号

平成20年(2008年)8月11日

〒920 8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

(題字 山出金沢市長)

目 次	ページ
告 示	
自転車等を移動し、保管したことについて (歩ける環境推進課)	1
自転車等の撤去及び保管について ( " )	2
介護保険法の規定による事業者の指定について (介護保険課)	3
公 告	
予防接種を行うことについて (健康総務課)	3

土地区画整理組合の理事の就任について (市街地再生課)	4
建築基準法の規定に基づく道路の位置の指定 の廃止について (建築指導課)	4
開発行為に関する工事の完了について ( " )	5
監査公表	
監査公表 (第13号) (監査事務局)	5

## 告 示

### ●金沢市告示第195号

金沢市自転車等駐車場条例(平成3年条例第1号)第11条第1項の規定により、自転車等を移動し、保管したので、金沢市自転車等駐車場条例施行規則(平成3年規則第3号)第7条の規定により、次のとおり告示します。

平成20年8月11日

金 沢 市 長 山 出 保

- 1 保管自転車等が駐車してあった駐車場の名称
  - 金沢市営金沢駅第1自転車駐車場
  - 金沢市営金沢駅第2自転車駐車場
  - 金沢市営金沢駅第3自転車駐車場
  - 金沢市営金沢駅原付バイク駐車場
  - 金沢市営金沢駅東自転車駐車場
  - 金沢市営本町2丁目自転車駐車場
  - 金沢市営西金沢駅前自転車駐車場
  - 金沢市営東金沢駅東自転車駐車場
  - 金沢市営森本駅東第1自転車駐車場
  - 金沢市営森本駅西自転車駐車場
  - 金沢市営額住宅駅前自転車駐車場
  - 金沢市営みどり1丁目バス停前自転車駐車場
  - 金沢市営表参道自転車駐車場
  - 金沢市営香林坊自転車駐車場
  - 金沢市営柿木畠自転車駐車場
  - 金沢市営片町広場自転車駐車場
- 2 保管自転車等の台数
  - 自転車 119台
  - 原動機付自転車 1台
- 3 自転車等を移動し、保管した日
  - 平成20年7月1日から同月31日まで

- 4 保管自転車等の返還を申し出る場所  
金沢市広坂1丁目9番16号  
財団法人 金沢まちづくり財団
- 5 保管自転車等を返還する日時及び場所  
日時 平成20年8月11日から同年11月11日まで  
午前10時から午後7時まで  
場所 金沢市昭和町633番地  
金沢市自転車等保管庫

●金沢市告示第196号

金沢市自転車等の駐車対策及び放置防止に関する条例（平成6年条例第45号）第6条第2項及び第7条第2項の規定により、自転車等を撤去したので、同条例第9条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成20年8月11日

金沢市長 山 出 保

1 自転車等を撤去した場所及び撤去した自転車等の台数

自転車等を撤去した場所	撤去した自転車等の台数			
金沢駅前自転車等放置禁止区域	自	転	車	48台
香林坊地区自転車等放置禁止区域	自	転	車	5台
西金沢駅前自転車等放置禁止区域	自	転	車	7台
竪町地区自転車等放置禁止区域	自	転	車	11台
森本駅前自転車等放置禁止区域	自	転	車	2台
大額3丁目地内	自	転	車	1台
菊川1丁目地内	自	転	車	1台
千日町地内	自	転	車	1台
十三間町地内	自	転	車	1台
末町地内	自	転	車	1台
入江3丁目地内	自	転	車	5台
保古2丁目地内	自	転	車	1台
北塚町東地内	自	転	車	2台
若宮1丁目地内	自	転	車	1台
西金沢3丁目地内	自	転	車	4台
大豆田本町地内	自	転	車	1台
長土堀2丁目地内	自	転	車	1台
三社町地内	自	転	車	1台
小坂町中地内	自	転	車	1台
高柳町地内	原 動 機 付 自 転 車			1台

- 2 自転車等を撤去した日  
平成20年7月1日から同月31日まで
- 3 撤去した自転車等を返還する期間及び場所
- (1) 期間  
平成20年8月11日から平成21年2月11日まで
- (2) 場所  
金沢市昭和町633番地  
金沢市自転車等保管庫

●金沢市告示第197号

介護保険法（平成9年法律第123号）第42条の2第1項及び第54条の2第1項の規定により、事業者として次のとおり指定したので、同法第78条の10及び第115条の18の規定により告示します。

平成20年8月11日

金沢市長 山 出 保

介護保険 事業所番号	事業所		申請者				指 定 年月日	サービスの種類	条 件 等
	名 称	所在地	名 称	主たる 事務所の 所在地	代 表 者				
					氏 名	住 所			
1790100125	デイサー ビスセン ター ゆ いま～る	金沢市米 泉町8丁 目38番地	特定非営 利活動法 人 ニッ ト	金沢市米 泉町8丁 目38番地	加納 央	河北郡津 幡町字太 田ア7 - 58	平成20年 8月1日	認知症対応型通所 介護、介護予防認 知症対応型通所介 護	

公 告

予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条第1項の規定による予防接種を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項及び第5条の規定により、次のとおり公告します。

平成20年8月11日

金沢市長 山 出 保

1 予防接種の種類、予防接種の対象者の範囲並びに予防接種を行う期間及び場所

予防接種の種類	予防接種の対象者の範囲	予防接種を行う期間	予防接種を行う場所
麻しん風しん 第 1 期	生後12月から生後24月に至るまでの間にある者	平成20年8月11日から 平成21年3月31日まで	別表のとおり
麻しん風しん 第 2 期	5歳以上7歳未満の者であって小学校就学の始 期に達する日の1年前の日から当該始期に達す る日の前日までの間にある者		
麻しん風しん 第 3 期	13歳となる日の属する年度の初日から当該年度 の末日までの間にある者		
ジフテリア・ 百日せき・ 破傷風第1期	生後3月から生後90月に至るまでの間にある者		
ジフテリア・ 破傷風第2期	11歳以上13歳未満の者		
日本脳炎第1期	生後6月から生後90月に至るまでの間にある者		
日本脳炎第2期	9歳以上13歳未満の者		
麻しん第1期	生後12月から生後24月に至るまでの間にある者		
麻しん第2期	5歳以上7歳未満の者であって小学校就学の始 期に達する日の1年前の日から当該始期に達す る日の前日までの間にある者		
麻しん第3期	13歳となる日の属する年度の初日から当該年度 の末日までの間にある者		
風しん第1期	生後12月から生後24月に至るまでの間にある者		

風しん第2期	5歳以上7歳未満の者であって小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にある者	
風しん第3期	13歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間にある者	

## 2 予防接種を受けることが適当でない者

- (1) 明らかな発熱を呈している者
- (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
- (3) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな者
- (4) (1)から(3)までに掲げる者のほか、予防接種を行うことが不適当な状態にある者

## 別表

予防接種を行う医師の氏名	予防接種を行う主たる場所		実施する予防接種の種類
	医療機関名	所在地	
犀川 太	浅ノ川総合病院	金沢市小坂町中83番地	麻しん風しん第1・2・3期 ジフテリア・百日せき・破傷風第1期 ジフテリア・破傷風第2期 日本脳炎第1・2期 麻しん第1・2・3期 風しん第1・2・3期

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第29条第1項の規定により、土地区画整理組合の理事の就任の届出があったので、同条第2項の規定により、次のとおり公告します。

平成20年8月11日

金沢市長 山 出 保

金沢市松村第二土地区画整理組合  
就任した理事

氏 名	住 所	就任年月日
金 原 博	金沢市松村5丁目9番地	平成20年7月18日
西 川 昭 弘	金沢市松村5丁目156番地	平成20年7月18日
田 村 政 博	金沢市松村5丁目19番地	平成20年7月18日
栗 沢 嘉 昭	金沢市松村5丁目55番地	平成20年7月18日
加 納 正 好	金沢市松村6丁目23番地	平成20年7月18日
中 川 直 弘	金沢市松村5丁目116番地	平成20年7月18日
吉 田 芳 弘	金沢市松村5丁目177番地	平成20年7月18日
中 村 徹	金沢市松村6丁目1番地	平成20年7月18日
井 上 三 郎	金沢市松村1丁目263番地	平成20年7月18日
高 谷 正 弘	金沢市松村5丁目29番地	平成20年7月18日
中 野 啓 一	金沢市松村5丁目59番地	平成20年7月18日
松 尾 俊 明	金沢市松村5丁目178番地	平成20年7月18日
高 崎 一 郎	金沢市松村5丁目163番地	平成20年7月18日

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路の位置の指定を廃止したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により、次のとおり公告します。

平成20年8月11日

金沢市長 山 出 保

廃止した道路の位置等

廃止年月日	道 路 の 位 置		
	地 番	幅員 (m)	延長 (m)
平成20年7月15日	金沢市小坂町北4番の一部	4.60	25.00

次の開発行為に関する工事が完了し、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により検査済証を交付したので、同条第3項の規定により公告します。

平成20年8月11日

金沢市長 山 出 保

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	公共施設の種類、位置及び区域	開発許可を受けた者の住所及び氏名
金沢市泉本町1丁目149番1及び149番4から149番15まで並びに金沢市所管の法定外公共物の一部	道路 金沢市泉本町1丁目149番1	金沢市駅西新町3丁目1番35号 中村住宅開発 株式会社 代表取締役 中村 久雄
金沢市金石北1丁目661番1及び661番3から661番15まで	道路 金沢市金石北1丁目661番4及び661番9	金沢市金石西1丁目5番38号 株式会社 マツザワ 代表取締役 松沢 紀雄
金沢市横川1丁目27番1から27番6まで	道路 金沢市横川1丁目27番6	金沢市東山3丁目4番31号 株式会社 シー・プランニング 代表取締役 金谷 道憲

監 査 公 表

●金沢市監査公表第13号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により実施した財産の管理等状況監査の結果に関する報告を次のとおり決定したので、同条第9項の規定により当該報告を公表します。

平成20年8月11日

金沢市監査委員 山 形 紘 一  
 金沢市監査委員 中 島 秀 雄  
 金沢市監査委員 宮 保 喜 一  
 金沢市監査委員 田 中 仁

1 監査対象箇所

番号	局 名	監査対象箇所	番号	局 名	監査対象箇所
1	都市政策局	金沢文芸館	27	教育委員会	大野町小学校
2	"	金沢歌劇座	28	"	緑小学校
3	"	アートホール	29	"	緑共同調理場
4	"	金沢市民芸術村	30	"	三馬小学校
5	"	金沢能楽美術館	31	"	俵小学校
6	"	金沢湯涌創作の森	32	"	三谷小学校
7	"	金沢21世紀美術館	33	"	南小立野小学校
8	"	徳田秋聲記念館	34	"	伏見台小学校
9	"	老舗記念館	35	"	扇台小学校
10	産 業 局	異業種研修会館	36	"	扇台共同調理場
11	市 民 局	金石市民センター	37	"	木曳野小学校
12	"	安原市民センター	38	"	三和小学校
13	"	浅川市民センター	39	"	西南部小学校
14	"	駅西市民センター	40	"	西南部共同調理場

15	"	戸室スポーツ広場	41	"	米泉小学校
16	福祉健康局	金沢福祉用具情報プラザ	42	"	米泉共同調理場
17	"	福祉作業センター 十一屋ことぶき作業場	43	"	四十万小学校
18	"	卯辰山公園 健康交流センター千寿閣	44	"	小将町中学校
19	"	矢木保育所	45	"	小将町中学校特学分校
20	"	八田保育所	46	"	浅野川中学校
21	"	双葉保育所	47	"	金石中学校
22	"	児童相談所	48	"	中央公民館彦三館
23	教育委員会	野町小学校	49	"	平和町児童図書館
24	"	十一屋小学校	50	消 防 局	臨港消防署
25	"	千坂小学校	51	企 業 局	南部維持管理センター
26	"	浅野川小学校			

## 2 監査を執行した監査委員

山形紘一、中島秀雄、宮保喜一、田中 仁

## 3 監査の範囲

平成19年度の財産管理等に係る事務（ただし、必要と認められた平成20年度及び平成18年度以前の事務を含む。）

## 4 監査の期間

平成20年4月16日から同年7月24日まで

## 5 監査事項

- (1) 公有財産の管理状況
- (2) 物品の管理状況
- (3) 公金等の取扱状況

## 6 監査の方法

監査に当たっては、対象局課長へ事前に通知し、関係書類の通査、照合及び事情聴取をするとともに、公有財産等の管理等状況について実査を行った。

## 7 監査の結果

財産の管理等の事務については、おおむね適正に執行されていると認められたが、一部に次のとおり改善を要する事項や意見があったので、適切な処理を講じられたい。

なお、軽微な事項については、関係課長に改善を促したので、記述を省略した。

### (1) 公有財産の管理について

多数の市民が利用する公共建物にあっては、建築基準法の改正により建築物や建築設備の劣化状況の定期点検が義務付けられたところであるが、その点検が未だ実施されていないので、実施体制などを全庁的に検討のうえ早急に実施する必要がある。

消防用設備や自家用電気工作物の保守・管理について、一部の文化施設及び保育所において改修が必要とされているにもかかわらず1年以上放置しているものが見受けられたので、必要な措置を早急に講じる必要がある。

建物・設備の長期耐用と利用者の安全を確保するため、施設・設備ごとに改修・点検等の記録を台帳や図面に収録し、活用されるよう全庁的に検討されたい。

### (2) 物品の管理について

理科用薬品の保管・管理について、一部の小中学校において薬品庫の未施錠など未だに不適切なものが見受けられたので、適正を期す必要がある。

### (3) 公金等の取扱について

前渡金の支払事務及び小切手の取扱いについて、一部の小学校において誤謬が見受けられたので、適正を期す必要がある。

## 正 誤

平成20年6月2日付け金沢市公報第2589号の3

頁	箇所	誤	正
1	上から3行目	金沢市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱	金沢市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱
	上から7行目		
1	下から5行目	難徳幼児通園施設	難聴幼児通園施設

平成20年7月11日付け金沢市公報第2593号

頁	箇所	誤	正
1	下から2行目	金沢市営額住宅前駅前自転車駐車場	金沢市営額住宅駅前自転車駐車場

平成20年(2008年)8月11日	印刷	発行人	金 沢 市
平成20年(2008年)8月11日	発行	発行所	金 沢 市 役 所
定価 120円	印刷所	石川県金沢市玉鉾4丁目166番地	(株) 共 栄